

目地補修工（加熱型目地材注入工） 特記仕様書

第1条 総則

1. 1 適用範囲

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する舗装工事において施工する目地からの雨水浸入を防ぐことを目的とした加熱型目地材注入工に適用する。

1. 2 目的

加熱型目地材注入工は、既設の注入目地材の脱落やはく離などが生じた場合や、コンクリート版にひび割れが発生した場合に目地やひび割れから雨水が浸入するのを防ぐ目的でシール材を注入する工法であり、コンクリート舗装の破損予防と進行抑制を目的として施工する。

1. 3 その他

本特記仕様書に記載されていない事項については、請負工事等関係規定、設計図書、土木工事標準仕様書（名古屋市緑政土木局）、舗装設計施工指針、および舗装施工便覧を適用する。

第2条 使用材料

加熱型目地材注入工に使用する材料は、以下の項目に示す品質を満たすものでなければならない。

2. 1 加熱型目地材料

使用する加熱型目地材の品質は舗装施工便覧の加熱型注入材の品質（低弾性タイプ）である表-1の規格を満足するものでなければならない。

表-1 加熱型目地材の基本性状

試験項目	単位	規格値	試験方法
針入度 (25℃・円すい針)	mm	6 以下	舗装調査・試験法便覧
流動	mm	5 以下	
引張量 (-10℃)	mm	3 以上	

2. 2 プライマー

耐久性を高めるために、プライマーの塗布は必ず実施する。

第3条 施工手順

3. 1 施工の可否

気温、路面温度、天候などを検討した上で施工の可否を慎重に判断するものとする。特に降雨時の施工は避けるものとする。

3. 2 事前処理

本材料の適用が困難であると判断される目地やひび割れについては事前に監督員と工法や対応を協議の上、施工を実施した後、目地材を施工するものとする。

3. 3 施工手順

1) 目地部の清掃

エアブローで注入箇所の石やゴミなどを除去する。
目地の内部が湿っているときはバーナーで完全に乾燥させる。

2) プライマーの塗布

プライマーの塗布は噴霧器や刷毛を使用し、目地内部まで均一に塗布する。余剰分がひび割れに溜まらないように注意する。

3) シール材の溶解

シール材の溶解は、バーナー式溶解釜を用いる。安全加熱温度 220℃を超えないように火力に留意する。

4) 目地材の注入

ジョイントシーラまたは人力で目地に注入を行う。

5) 付着防止材の散布

注入後、石粉等の付着防止材を散布する。

6) 養生・交通開放

注入したクラックシール材の不具合がないかまた、べた付きがないか確認後、交通開放する。

第4条 その他

その他、不明事項については本市監督員と協議するものとする。

以上